

託料194万4,000円及び手数料23万4,000円となっています。さきの花咲タウンみずはの郷として新たに長井市宅地開発事業を行い、安価で良質な住宅地を提供することで長井市への移住定住を促進するとともに、市内住宅建築の需要拡大による地域経済の活性化を図る目的で、30区画の宅地開発事業を行いました。平成24年度から予算化された宅地開発事業特別会計については、市議会の議決を経て平成26年度に販売を開始しました。宅地建物取引業法第34条の2及び第34条の3の規定に基づく代理販売を不動産取引の専門的知識、経験や調査能力を持つ宅地建物取引業者に依頼したことにより、年度内に28区画が販売でき、新たに良好な生活環境の新住宅地が形成されました。

当該する宅地開発事業は、さきの宅地開発事業を受け、花咲タウンみずはの郷WESTとして長井市宅地開発事業計画検討委員会に諮り、開発すべきとの答申を経て、平成29年度から8区画の宅地開発事業に着手しました。さきの花咲タウンみずはの郷の1区画を含め、平成30年6月から募集を開始し、法に基づく代理販売により、既に8区画の契約が締結されました。

今後とも長井市への移住定住を促進するとともに、市内住宅建築の需要拡大による地域経済の活性化を図るため、宅地開発事業は欠かすことのできない事業であり、必要不可欠な事業費であります。

以上の意見と理由により、認第1号 平成29年度長井市歳入歳出決算認定についての賛成意見といたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私からの討論といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

認第1号 平成29年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成29年度長井市水道事業会計決算認定について及び日程第3、議案第65号 平成29年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、認第2号 平成29年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第65号 平成29年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第65号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

平成30年第4回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案2件及び請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、会議日程に従い、去る9月11日開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第67号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、今泉の一部について、現地調査の結果を踏まえ、地籍調査事業実施区域の字の区域及び名称を変更いたすため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市営バスの利用促進に向け、定期券の種別、金額等を改正するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、乗客が多過ぎてバスに乗り切れない場合等を想定しているか、また運転手に欠員が生じた場合等、その確保対策はどうなっているかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、現状では一部の路線について通学時間帯に混み合うことはあるが、その他の路線については十分余裕があり、今すぐにバスに乗車し切れないという状況が発生することは想定していない、運転手については、運行委託先である長井地区ハイヤー・交通協議会が手配することとなっており、シフト制を導入していることから、欠員によるバス運行への支障は生じない仕組みとなっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、定期券について毎月の販売期間が限定されていること、定期券を持参した方はどなたでも使える持参人方式であること等、市民が明確にわかる方法で周知すべきだが、どのような周知方法を考えているかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、あやめR e P o、「広報ながい」、市のホームページ等での周知を考えており、簡潔でわかりやすい内容となるよう十分に配慮するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の改正による減収見込み額はどのくらいかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、現在の乗客数で推移した場合、70万円から100万円の減収となる見込みであるが、使用料収入として当初予算に計上した270万円に近づけるよう積極的にPRを行い、利用拡大を図りたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、販売期間が前月20日から当月10日までとされているが、当月10日を過ぎても定期券を購入したほうが有利な場合も想定されるので、余り厳密に販売期間を限定する必要はないのではないかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、当月10日過ぎからは回数券を購入していただいたほうが有利との考えに基づくもので、前月20日から当月5日までを販売期間としている先行他市の状況なども参考にしながら設定したところであるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、民間企業への通勤に利用できるよう、朝8時の始業に間に合うバスや午後5時以降、午後8時台に市内を循環するバス等、乗客の利便性向上に配慮したダイヤの改正を行う考えはないかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、市民アンケートにおいても同様のご意見をいただいております、運転手の確保等解決すべき課題はあるが、積極的に検討を行ってまいりたいとの答弁を受けたところであります。

あります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について申し上げます。

本請願は、一般社団法人山形県ハイヤー協会会長、石川康夫氏並びに全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部執行委員長、遠藤栄二氏から提出のあったものです。

趣旨とするところは、その事業主体が運転者の仲介のみを行う業務形態であり、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としているライドシェアについては、安全の確保や利用者保護等の観点からさまざまな懸念が指摘されており、その導入及び無秩序な展開は、地域公共交通として安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の存続を脅かしかねないことから、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書を国会及び政府並びに関係機関に提出していただきたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、免許証の自主返納により交通手段を失った高齢者等、いわゆる交通弱者が当該アプリを利用して自分で配車手配を行う場合であってもライドシェアに該当するののかとの疑問がなされ、地域づくり推進課長からは、例えば高齢者の福祉輸送であれば、協議会を立ち上げて有償運送を行っているような場合、当該アプリを利用していてもライドシェアには該当しない、あくまでも責任の所在が明確でないまま運行していることが問題なのであり、当該アプリの使用が直ちにライドシェアに該当するものではないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、国の見解としては時期尚早であり、山形県議会においても同様の

請願が採択されている現状に鑑みれば、本請願については採択すべきである、また、過疎地等においてライドシェアは今後十分検討に値する部分もあるが、現段階においては責任の不在による安全性の不備や利用者保護の観点からさまざまな問題があり、今後なお法整備等を含めた慎重な検討が必要であることから本請願は採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 総務委員長にお聞きいたします。

総務常任委員会に付託になっている憲法9条を改憲しないよう国に求める意見書提出の請願についてお聞きいたします。どうなっておりますでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 赤間泰広総務常任委員長。

○**赤間泰広総務常任委員長** 今泉議員にお答え申し上げます。

このたびの請願審査につきましては、委員から憲法9条の取り扱いについては憲法改正の発議の権限を有する国会で議論がなされるべきものであり、国会において十分な議論が進んでいない状況であることから、本請願についてはなお国会等の動向を見きわめながら引き続き審査を行う必要があるとの動議が出され、委員会の判断として継続審査の取り扱いとすることにし、請願の採択、不採択の採決を行わないまま総務

常任委員会を閉会したということであります。

したがって、今定例会における委員長報告は行いません。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 昨年の8月に請願が出されております。今回で5回目の継続審査となったわけです。長井市議会で今まで5回の継続審査となった事例はありますか、お聞きいたします。

(「質疑になかったことは答弁さんにぞ」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 赤間泰広総務常任委員長。

○**赤間泰広総務常任委員長** 私が議員になってからは記憶にございませんから、ないと思います。よろしいですか。

○**渋谷佐輔議長** ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第67号 字の区域及び名称の変更についてから日程第6、請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第67号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第67号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第68号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出についての1件について、総務委員長の報告は採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○**蒲生光男厚生常任委員長** 平成30年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第69号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市内の民間団体が行う高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図るための事業への貸し付けによる支援拡大に当たり、所要の改正